

信州大学医学部保健学科同窓会若手優秀論文賞 規定

1. 名称

この賞を信州大学医学部保健学科同窓会若手優秀論文賞（以下本賞）と称する。

2. 趣旨

信州大学医学部保健学科及び保健学科同窓会は、若手研究者による優れた学術論文を表彰し、その栄誉を公表して受賞者及びその関係者に対して、更なる研究活動を奨励することを目的として本賞を定める。

3. 受賞候補論文及び受賞候補者の要件

本賞は年度賞とし、選考年度は毎年前年1月1日から12月31日に終わるものとする。受賞候補論文は、前年度に学術専門雑誌に掲載された論文のうち、保健学科の教員、学生、卒後同窓会員が筆頭著者である論文を審査対象とする。申請時点ですでに表彰・受賞歴のある論文は審査対象としない。

受賞候補者は、選考年度の12月31日時点の年齢が45歳未満の者とする。

4. 受賞者

選出された論文の筆頭著者を本賞の受賞者とし、原則として各専攻から1名を選出するものとする。

5. 審査方法

自薦または他薦により、本賞の審査申請書（別紙 様式1）と論文別刷10部（コピーでも可）を、年始の始業日までに保健学科長に提出する。選考委員*が1月末までに別に定める方法により書類審査を実施し、2月の保健学科拡大補佐会議において選出する。

*選考委員は、保健学科同窓会長、保健学科同窓会副会長、保健学科拡大補佐会議メンバーとする。なお、選考委員が申請論文の共著者である場合は、当該論文の審査を担当しない。

6. 表彰の時期・方法

3月の卒業祝賀会において表彰状及び記念品を授与することにより行う。

7. 受賞者の公表

保健学科及び保健学科同窓会のホームページにおいて、受賞者の氏名、論文題目、論文の概要等を公表するものとする。

8. 受賞の取り消し

本賞の受賞後において次のような事実が判明した場合は、選考委員による決議に基づいて受賞の取り消しを行い、保健学科長と保健学科同窓会長は表彰状と記念品の返納を命じることができる。その場合は保健学科及び保健学科同窓会のホームページにおいて、取り消しの理由を明示しなければならない。

- (1) 受賞論文及び関連する研究において研究不正が明らかとなった場合
- (2) 信州大学研究活動上の行動規範を著しく逸脱することが明らかとなった場合
- (3) その他、受賞者の行為が研究倫理を著しく損なう場合

9. その他

本賞の受賞者が決定しない場合は、その年度の受賞は行わないこととする。

本規定は保健学科拡大補佐会議ならびに保健学科同窓会幹事会の合議により変更することができるものとする。

附則

(2023年9月6日)

本規定は2023年9月6日より施行する。

(2023年10月10日)

本規定は2023年10月11日より施行する。

(2023年10月16日)

本規定は2023年10月17日より施行する。